

「支援マップ」

(改訂版令和元年5月)

～特別支援学校は地域の幼稚園、小・中学校、高等学校等を支援します～

国においては、平成26年1月、障害者の権利に関する条約が批准(2月19日発効)され、教育においても、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の着実な推進が求められています。批准にあたっては、障害者基本法等が整備され、障害のある児童生徒がその特性等を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、本人・保護者に十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重することなどが示されました。

兵庫県教育委員会においても、「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」に基づき、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のさらなる充実に取り組んでいるところです。このたび、各特別支援学校のセンター的機能を効果的に発揮するため、地域別、機能別の支援マップを改訂しました。

今後は、各幼稚園、小・中学校、高等学校等において、特別支援学校のセンター的機能の活用により、校園内支援体制の充実を図るとともに、特別支援教育の視点を踏まえた指導・支援について、一層推進願います。

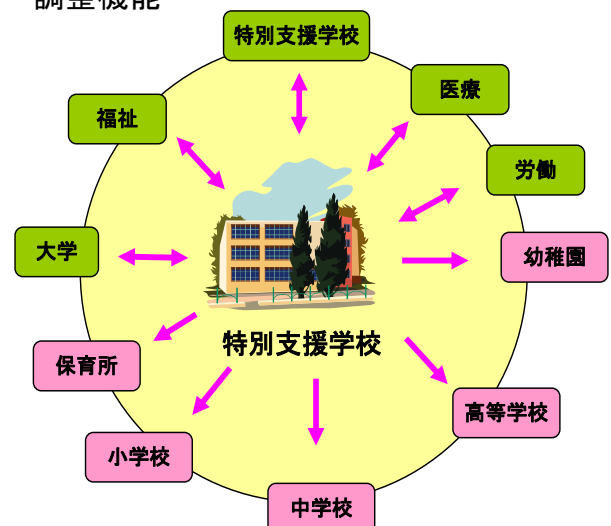
1 特別支援学校のセンター的機能とは？

特別支援学校は通常の学校における特別支援教育を支援するセンター的機能を担っています。(学校教育法第74条)

特別支援学校が、地域の幼稚園、小・中・高等学校、関係機関や保護者に対し障害のある幼児児童生徒の教育についての助言又は支援を行うことです。支援内容は以下のとおりです。

【具体例】

- ① 小・中学校等の教員への支援機能
例) 個々の幼児児童生徒の指導に関する助言・相談、個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成に関する助言 等
- ② 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
例) 地域の子ども及び保護者からの教育相談、小・中学校等への情報提供 等
- ③ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
- ④ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
- ⑤ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
例) 特別支援教育に関する校内研修講師 等
- ⑥ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能



2 特別支援学校のセンター的機能を活用するには？

本県の特別支援学校は、障害種別に応じた特別支援学校を設置しています。なお、発達障害に関する支援は、すべての特別支援学校で対応します。

市町立学校等については、市町教育委員会を通じて特別支援学校（窓口：教頭）にお問い合わせください。

県立高等学校については、地区ごとの支援マップから、該当生徒の障害種別（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）に応じた特別支援学校に、また発達障害等のある場合は、近隣の特別支援学校にお問い合わせください。（窓口：教頭）

（県内の特別支援学校一覧参照）

参 考

インクルーシブ教育システム

障害者の権利に関する条約第 24 条によると、インクルーシブ教育システム (inclusive education system) とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障害のある者が一般的な教育制度 (general education system) から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」(reasonable accomodation) が提供されること等が必要とされています。

また、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(中央教育審議会初等中等教育分科会平成 24 年 7 月 23 日) では、インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である、とされています。

連携による切れ目ない一貫した相談・支援体制の充実

県教育委員会は「兵庫県特別支援教育第三次推進計画」において、『特別支援学校は、これまで蓄積してきた知見を最大限活用するといった観点から、地域の学校園からの要請に応じて、障害のある幼児児童生徒への指導・支援や、教職員への研修協力に努めており、地域の学校園からの延べ相談件数は増加している。そこで、特別支援学校のセンター的機能を効果的に活用しつつ、小・中学校等で障害のある児童生徒が安心して学べるような仕組みが求められている』と位置づけています。

学校間連携の推進

域内の教育資源（幼・小・中・高等学校及び特別支援学校等、特別支援学級、通級指導教室）それぞれが単体だけでは、そこに住んでいる障害のある子ども一人一人の多様な教育的ニーズに応えることは難しいため、地域の教育資源の組合せ（スクールクラスター）により子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各域におけるインクルーシブ教育システムを構築していくことが重要です。その際、交流及び共同学習の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的です。

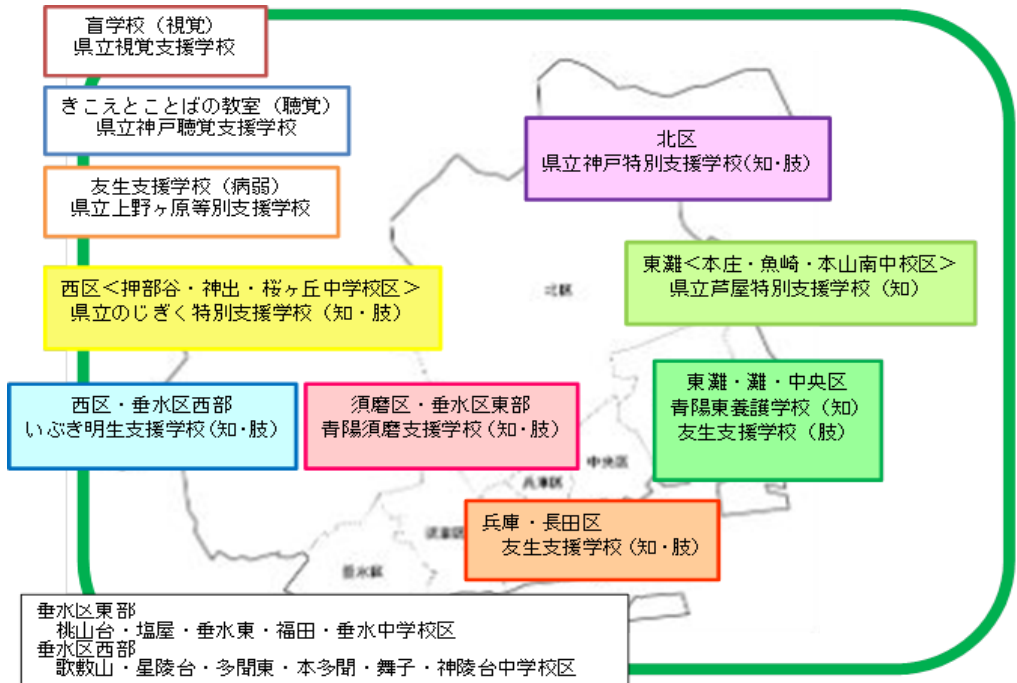
（「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」(平成 24 年 7 月中央教育審議会初等中等教育分科会)）

神戸地域

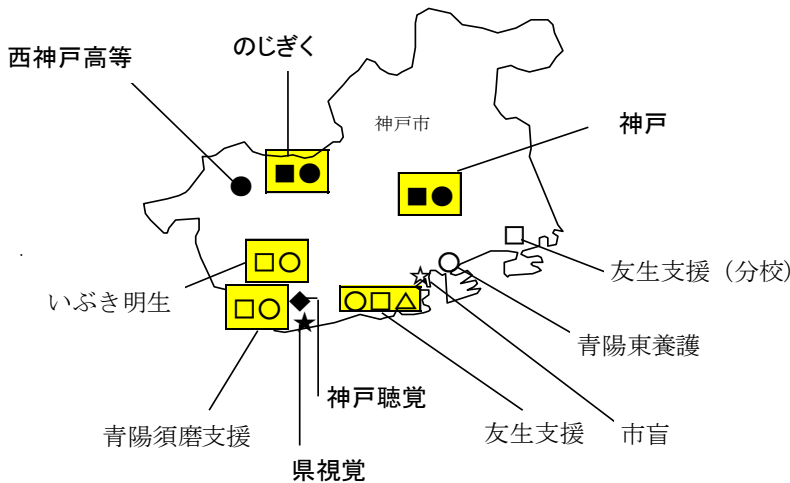
(県立特別支援学校)

市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
神戸市	県視覚	神戸聴覚	神戸 のじぎく 芦屋(本庄中・魚崎中・本山南中校区) 西神戸高等	神戸 のじぎく	上野ヶ原

(神戸市立特別支援学校)



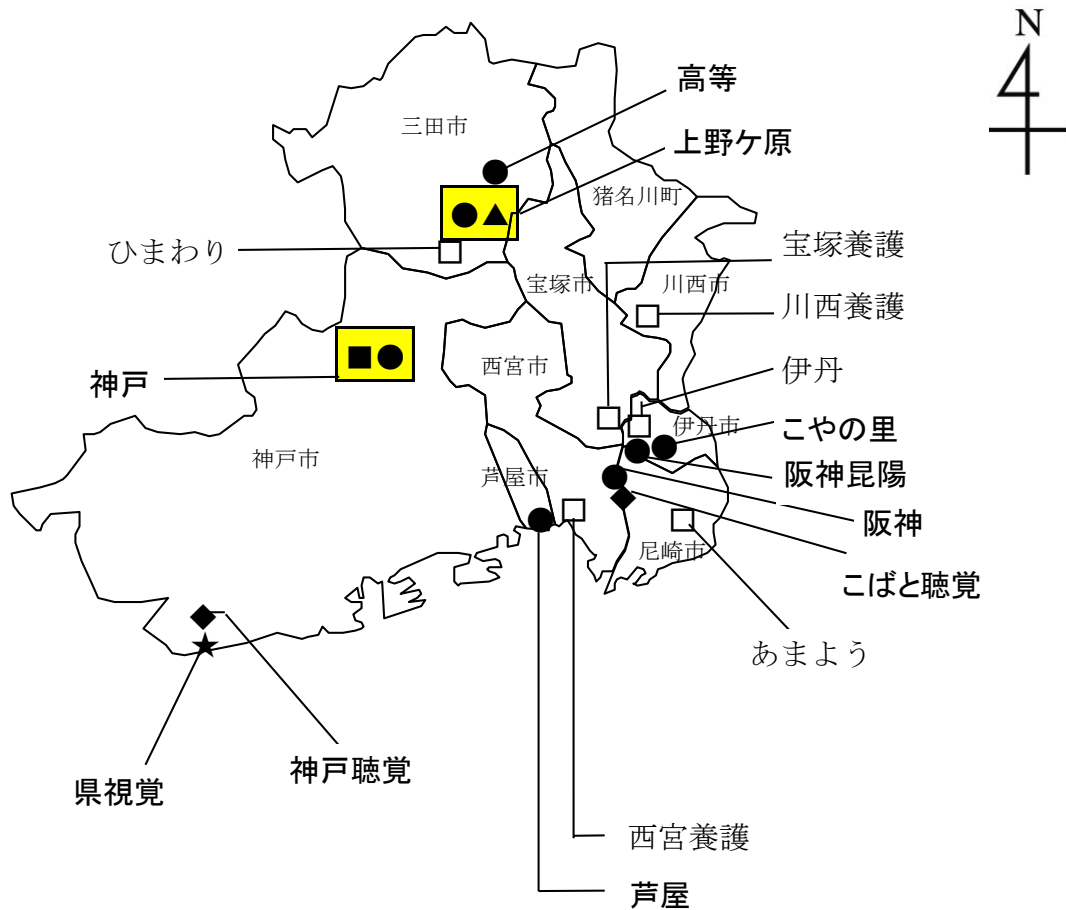
(神戸市教育委員会特別支援教育課提供)



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

阪神地域

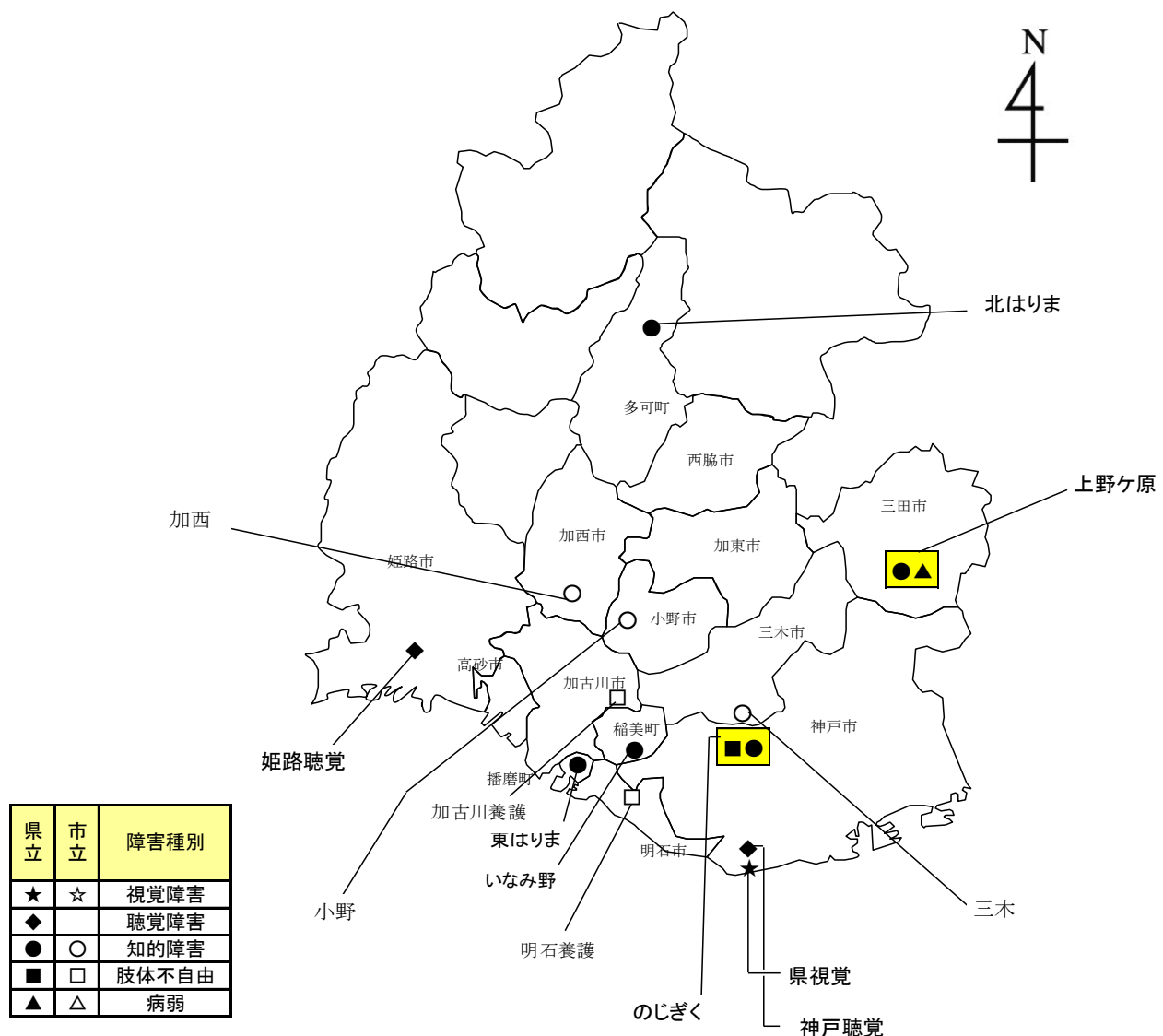
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
尼崎市	県視覚	こばと聴覚 神戸聴覚	阪神 阪神昆陽	あまよう	上野ヶ原
西宮市			芦屋(山口中・塩瀬中校区及びななくさ学園生を除く) 阪神昆陽 上野ヶ原(山口中校区) 阪神(ななくさ学園生) こやの里(塩瀬中校区)	西宮養護	
芦屋市			芦屋 阪神昆陽	神戸	
伊丹市	県視覚	こばと聴覚 神戸聴覚	こやの里 阪神昆陽	伊丹	上野ヶ原
宝塚市			こやの里 高等	宝塚養護	
川西市			こやの里 高等	川西養護	
三田市			上野ヶ原 高等	ひまわり	
猪名川町			こやの里 高等	川西養護	



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

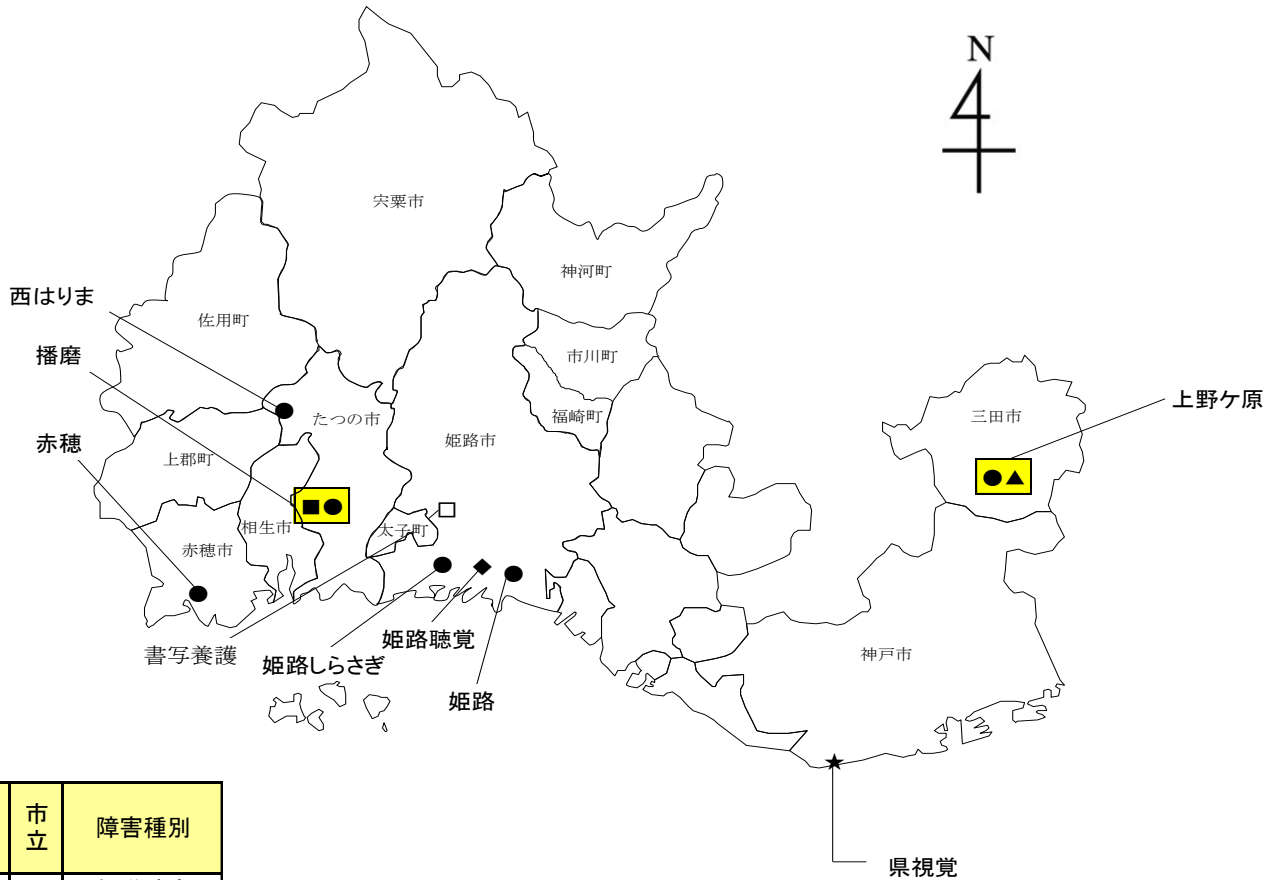
播磨東地域

市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
明石市	県視覚	神戸聴覚 姫路聴覚	いなみ野	明石養護	上野ヶ原
加古川市			いなみ野(志方中・神吉中・氷丘中・陵南中・両荘中・山手中校区)	加古川養護	
高砂市			東はりま(いなみ野特別支援学校校区を除く)	加古川養護	
稲美町			東はりま	加古川養護	
播磨町			いなみ野	加古川養護	
西脇市			北はりま	加古川養護	
小野市	県視覚	姫路聴覚	小野 のじぎく	のじぎく	上野ヶ原
三木市			三木 のじぎく		
加東市			北はりま		
加西市			加西		
多可町			北はりま		



播磨西地域

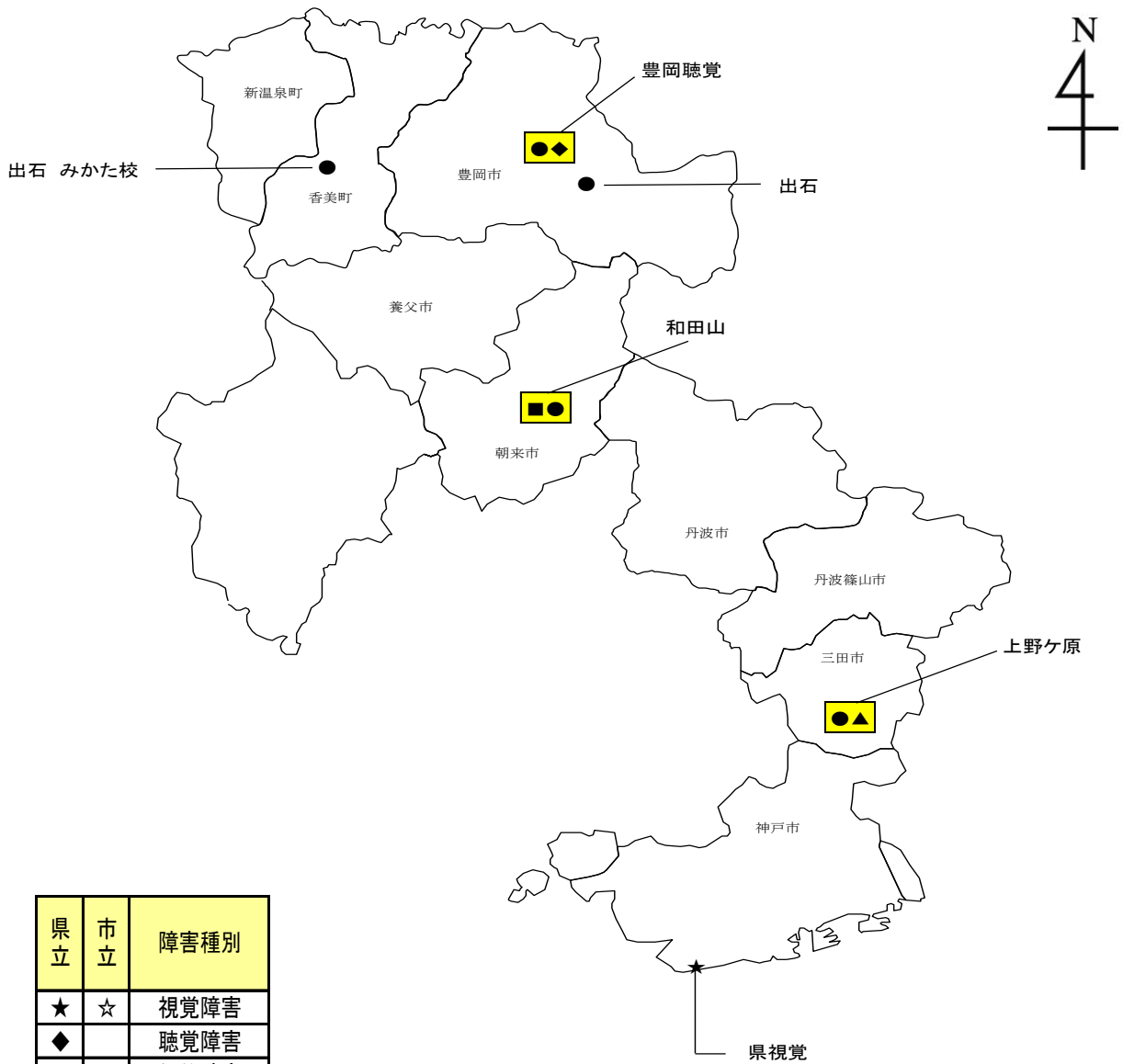
市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体 病弱	
姫路市	県視覚	姫路聴覚	姫路(姫路しらさぎ校区を除く) 姫路しらさぎ (安室中、高丘中、書写中、大白書中、 琴陵中、山陽中(手柄小、荒川小)、飾磨西中、 夢前中、広畑中、大津中、網干中、朝日中、林田中、 置塩中、鹿谷中、菅野中、安富中校区) 播磨	書写養護	
福崎町				播磨	上野ヶ原
神河町					
市川町					
相生市	県視覚	姫路聴覚	西はりま(矢野川中校区) 赤穂(那波中、双葉中校区) 播磨	播磨	
赤穂市			赤穂 播磨		
宍粟市			西はりま 播磨		上野ヶ原
たつの市					
佐用町					
上郡町					
太子町					



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

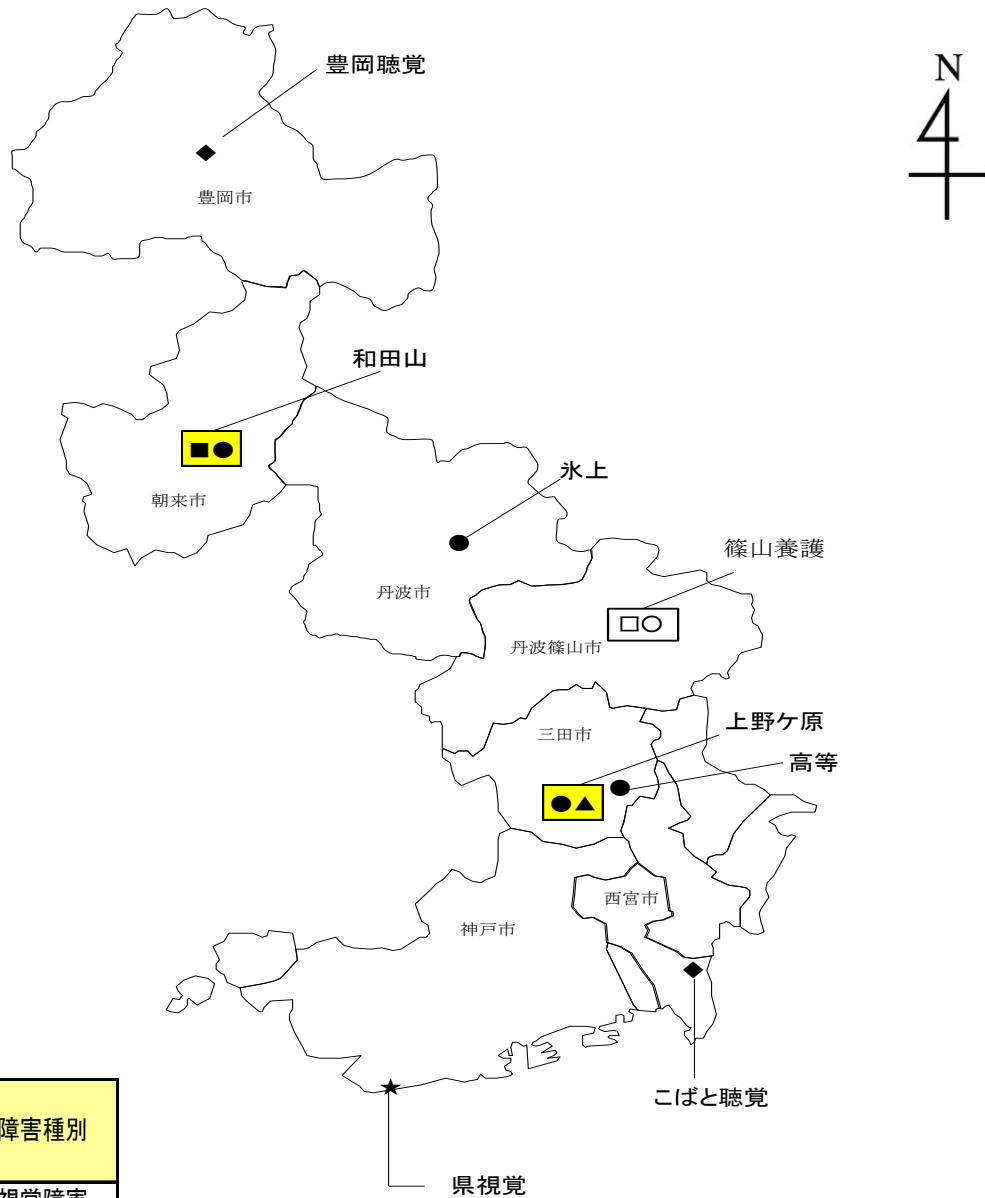
但馬地域

市町	障害種別					
	視覚	聴覚	知的		肢体	病弱
豊岡市	県視覚	豊岡聴覚	出石 豊岡聴覚		和田山	上野ヶ原
朝来市			和田山			
養父市			出石(八鹿青溪中、関宮中校区) 和田山(養父中、大屋中校区)			
香美町			出石 みかた校			
新温泉町						



丹波地域

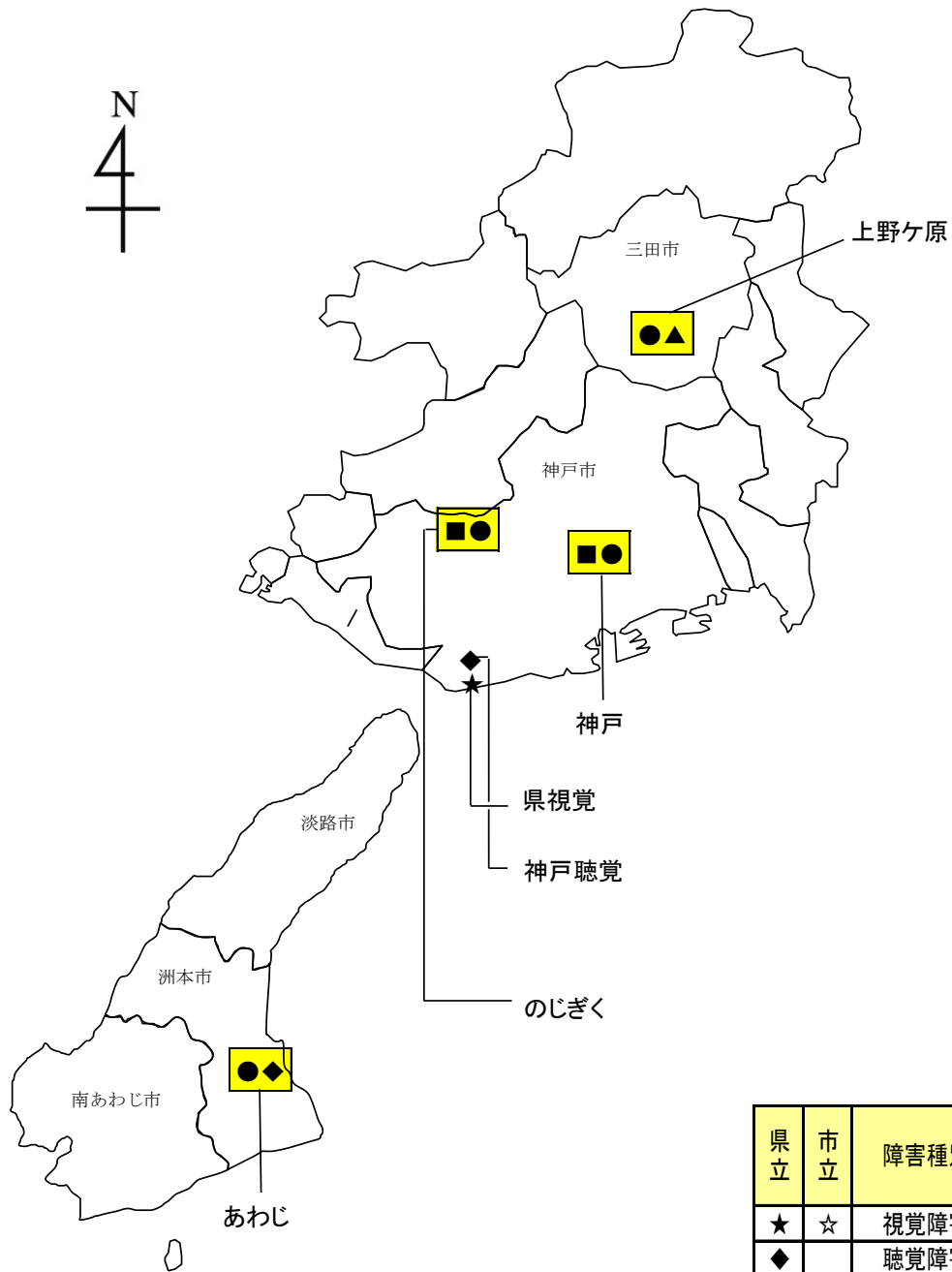
市町	障害種別					
	視覚	聴覚	知的		肢体	病弱
丹波篠山市	県視覚	こばと聴覚 豊岡聴覚	篠山養護	氷上 高等	篠山養護	上野ヶ原
丹波市			氷上 高等	和田山		



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱

淡路地域

市町	障害種別				
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱
淡路市	県視覚	あわじ 神戸聴覚	あわじ	神戸	上野ヶ原
洲本市					
南あわじ市					



県立	市立	障害種別
★	☆	視覚障害
◆		聴覚障害
●	○	知的障害
■	□	肢体不自由
▲	△	病弱